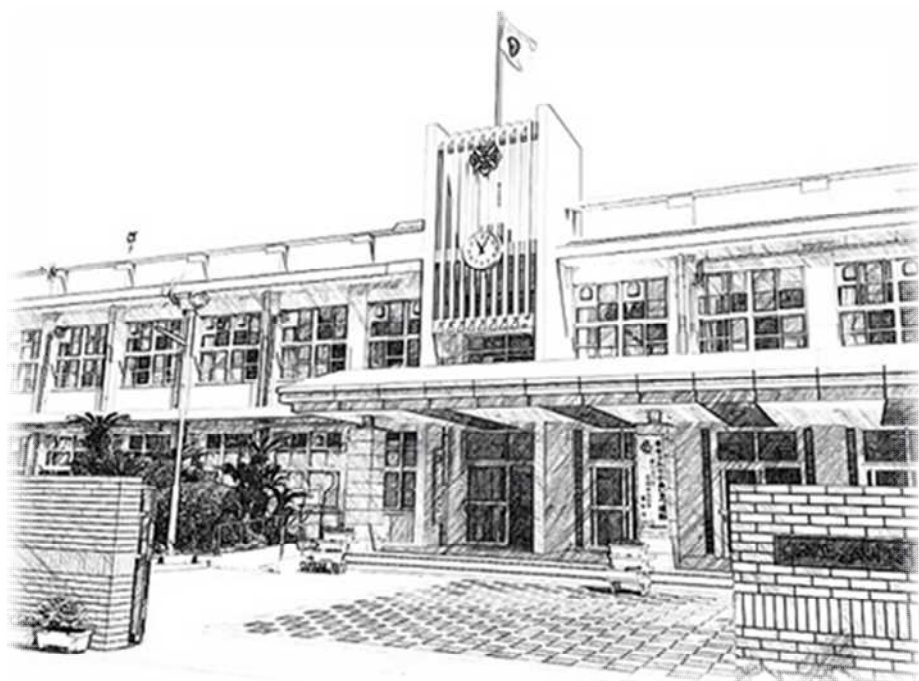


令和5年度 生徒手帳



<目次>

- 1 校歌 【P 2】
- 2 生徒会について 【P 3～】
- 3 学校生活について 【P 8～】
- 4 部活動について 【P 13～】
- 5 学習について 【P 15～】
- 6 校舎配置図 【P 18】

垂水市立垂水中央中学校
〒891-2126

鹿児島県垂水市南松原町60番地

TEL 0994-32-0078

FAX 0994-32-0079

URL <http://www.city.tarumizu.lg.jp/tarumizuchuo/kurashi/kosodate/gakko/chuo/index.html>



校訓・校章

【校 訓】

創 造 ～ 静かに考え求めてやまない向学の心

- 《知性》 ・常に課題意識を持ち、目標を設定して取り組む生徒
(知) ・やるんだという前向きを意識を持続させる生徒

感 動 ～ 人や自然をあたたくつつむ思いやりの心

- 《感性》 ・自然に畏敬の念を抱き、芸術に心躍らせる生徒
(徳) ・人の悲しみもわかる、やさしく思いやりのある生徒

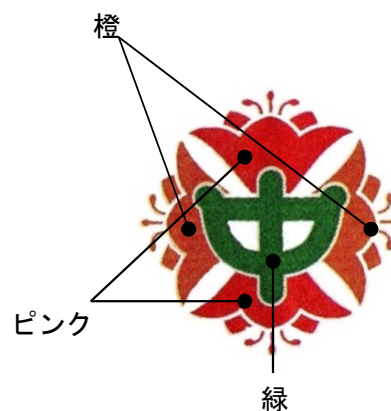
鍛 錬 ～ 正しいことにつき進む勇氣ある心

- 《耐性》 ・健康でたくましい身体を持つ生徒
(体) ・正しい勤労観を持つ生徒

【校章の由来】

垂水市の花「ツツジ」を基調に、輝く自然の中で未来に花咲く垂水中央中学校を象徴的に表現した。

4つのツツジは統合した4つの学校を表すとともに、橙は太陽、ピンクは花、緑は大地できらめく自然に恵まれた故郷・垂水をイメージした。



永遠のわれらが母校

垂水中央中学校 校歌

瀧里忠宣 作詞
藤尾清信 作曲

♩ = 80 憧れをもって

mf

さく ら まう ゆた けき さとに ほん じよ うの きよ きーながれに ああ
じ さき かが ようおかに かせ わ たる さつ きーのそらに かえ

mf

われら みと せのともと とこ し えに むす びてゆかん つつ
ら ざる みと せのゆめを とこ し えに かか げてゆかん

1. *mf*

にし きえのしおの ゆく てにあた らしきれきしのみ ちにきざ

f *mf*

みゆくみとせのま な びとこ しえにまもりて ゆかん ひの

しまの あつ きーころは よろ こ びも かな しみのひも ああ

われら いき ゆくちから とこ し えの われらがぼこう

f

とこ し えの われらがぼこ う

桜舞う豊けき郷に
本城の清き流れに
あゝ われら三年の友と
永遠に結びてゆかん

つつじ咲き 耀う丘に
風わたる五月の空に
かえらざる三年の夢を
永遠にかかげてゆかん

錦江の潮の行手に
新しき歴史の道に
刻みゆく三年の学び
永遠にまもりてゆかん

火の島の熱きころは
よろこびも悲しみの日も
あゝわれら生きゆく力
永遠のわれらが母校(くり返し)

垂水市立垂水中央中学校生徒会会則

第一章 総 則

第1条 (名 称)

この会は、垂水中央中学校生徒会という。

第2条 (会 員)

この会の会員は、垂水中央中学校の生徒全員をもって組織し、顧問をおく。

第3条 (目 的)

この会は、会員が協力し自発的・自主的活動を推進し、学校生活の充実や改善向上を図り、健全で楽しく明るい学校の創造を目的とする。

第4条 (活 動)

この会は、前条の目的を達成するため、顧問の指導・助言を得て、次の活動を行う。

- (1) 学校生活の充実や改善向上を図る活動
- (2) 一人ひとりが自らの学校生活を豊かで充実したものにする活動
- (3) 諸活動についての連絡調整に関する活動
- (4) 学校の諸行事に積極的に参加する活動
- (5) 学年・部活動などの諸活動の向上・発展を援助する活動
- (6) その他、目的達成に必要な活動

第5条 (承 認)

この会で決定したことは、すべて学校長の承認を得てから実施する。

第6条 (権利・義務)

この会の会員は、次の権利と義務を有する。

- (1) 権 利
 - (a) この会の役員の選挙権と被選挙権
 - (b) この会の諸活動への参加
 - (c) この会に関係する諸会議における発言
- (2) 義 務
 - (a) 会則及びこの会の決定の遵守

第二章 役員及び組織

第7条 (役員の種類)

この会に次の役員を置く。

- (1) 会長(1名)
- (2) 副会長(2名)
- (3) 書記(1名)
- (4) 学校専門部長(4名)
- (5) 学校専門部副部長(4名)
- (6) 放送委員長(1名)
- (7) 放送副委員長(1名)

第8条 (役員を選出)

前条の役員は、次の方法で選出する。

- (1) 会長、副会長、書記は、全会員による選挙を行う。
- (2) 学校専門部長及び副部長、放送委員長及び放送副委員長は、会員の中から本部役員が選考し、総会で承認を得る。
- (3) いずれの役員決定も、職員会議を経て、学校長が任命する。

第9条 (役員任期)

役員任期は1か年とし、改選は10月中に行う。

第10条 (役員任務)

役員任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、生徒会を代表し、執行機関の長として諸会議を召集し、全ての生徒会活動を掌握し推進する。
- (2) 副会長は会長を助け、会長不在の時はその代理をする。
- (3) 書記は、生徒会の日常活動諸会議を記録、及び保管し、広く会員に知らせる。
- (4) 学校専門部長は、各専門部の長として各部をまとめ、積極的に活動させる。
- (5) 学校専門副部長は、専門部長を助け、部長不在の時はその代理をする。

第三章 議決機関

第11条 (議決機関の種類)

この会に、次の議決機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 代議員会
- (3) 学校専門部会
- (4) 学級生徒会

第12条 (生徒総会)

- (1) 生徒総会は、この会の最高議決機関であって全員で構成し、会長が召集する。
- (2) 生徒総会は5月に定例総会を、また役員選挙後に特別総会を開く。必要な時は臨時に開くことができる。
- (3) 総会は、次のことを審議、決定する。
 - (a) 予算・決算の承認
 - (b) 会則改正の決定
 - (c) 役員承認
 - (d) 活動計画の承認
 - (e) その他の必要事項
- (4) 総会の議長、副議長及び諸係は全会員の中から選出される。

第13条 (代議員会)

- (1) 代議員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本部役員(第7条)と各学級総務によって構成される。
- (2) 代議員会は、原則として毎月1回定例会を開き、会長が召集する。会長が必要と認める時は、臨時に開くことができる。
- (3) 代議員会は、次のことを審議・議決する。
 - (a) 1か月の活動の計画・立案の予備審議、及び承認。
 - (b) 1か月の活動のまとめ・反省から問題点を提出し、審議する。
 - (c) 活動その他の諸問題の審議。
 - (d) 会則改正の審議と決議。

(e) その他の必要事項。

第14条 (学校専門部会)

- (1) 学校専門部会は、図書学習部・生活部・文化部・保体部の4つをおく。
- (2) 各学級の専門部長・副部長によって構成される。
- (3) 学校専門部会は、原則として毎月1回定例会を開き、各学校専門部長が召集する。
ただし、各学校専門部長が必要と認めた時は臨時に開くことができる。
- (4) 学校専門部会は、次のことを審議・議決する。
 - (a) 1か月の活動目標・活動計画。
 - (b) 1か月の活動のまとめ・反省・対策。
 - (c) 活動の問題点と解決方法。
 - (d) その他の必要事項。

第15条 (学級生徒会)

- (1) 学級生徒会は、生徒会の基礎組織であり、各学級全員から構成される。
- (2) 学級生徒会には、次の役員をおく。
 - (a) 総務(男女各1名)
 - (b) 学級専門部長(4名)
 - (c) 学級専門部副部長(4名)
- (3) 学級役員は、次の活動を行う。
 - (a) 総務は、学級会の長としてすべての学級活動をまとめ、代議員会に出席する。
 - (b) 学級専門部長・副部長は、学級専門部の長としてすべての学級専門部活動をまとめ、学校専門部会に出席する。
- (4) 学級会の内容は、次の通りとする。
 - (a) 学級の諸問題についての話し合い。
 - (b) 生徒会から提出された議案の話し合い。
 - (c) 生徒会参加の活動の計画、立案及びまとめの反省・対策。
 - (d) その他必要な話し合い。
- (5) 学級に次の専門部をおく。
学習部・生安部・文化部・整美部・保体部・図書部の6つの専門部。
- (6) 学級役員以外の生徒は、(5)の6つの専門部のいずれかに所属する。ただし、6専門部の構成員(以下「専門部員」)数及びその男女比はおおむね均等とする。
- (7) 学級役員及び専門部員の任期は二期制とし、前期を4月～後期生徒総会、後期を後期生徒総会翌日～3月とする。

第16条 (会議の公開・定足数・表決)

- (1) 諸会議はすべて構成人員の3分の2以上の出席で成立し、公開を原則とする。
- (2) 議決は、出席数の過半数を必要とし、賛否同数の場合は修正案を作成し、再審議の上、議決を行う。

第四章 執行機関

第17条 (執行機関)

この会に、次の執行機関をおく。

- (1) 本部役員会
- (2) 学校専門部会
- (3) 執行部会

第18条 (本部役員会)

- (1) 本部役員会は、第7条(1)～(3)に掲げた役員から構成され、生徒会執行機関の最高機関である。
- (2) 本部役員会は、会長が必要と認める時に召集する。
- (3) 本部役員会は次の活動を行う。
 - (a) 総会及び代議員会で決定したことの処理。
 - (b) 総会及び代議員会に提出する議案の作成。
 - (c) 各専門部活動との連携。
 - (d) 各学年におきた問題の解決と指導。
 - (e) 生徒集会, その他の生徒会行事の運営。
- (4) 前項の行事以外でも、比較的軽い事柄や急ぐ事柄は、役員会の責任で処理できる。ただし、この場合、代議員会の承認を必要とする。

第19条 (学校専門部会)

- (1) 学校専門部は、次の4部とする。
 - (a) 図書学習部
 - (b) 生活部
 - (c) 文化部
 - (d) 保体部
- (2) 学級専門部会を基礎組織とし、各学級専門部長・副部长, および学校専門部長・副部长から構成される。
- (3) 学校専門部会の話し合いは、第14条(3)項に基づいて同条(4)項についても行う。
- (4) 前項の活動以外でも比較的軽い事柄や急ぐ事柄は、専門部の責任で処理できる。ただし、この場合、本部役員会と連絡し、承認を受ける。

第20条 (執行部会)

- (1) 執行部会は、第7条に掲げた役員全員で構成される。
- (2) 執行部会は、原則として毎月1回定例会を開き、会長が招集する。会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。
- (3) 執行部会は、次の活動を行う。
 - (a) 活動全体の日程の調整・作成。
 - (b) 学校行事への参加と協力。
 - (c) 生徒集会等, 生徒会主体の行事の企画・運営。
 - (d) その他, 生徒会の日常活動。

第五章 その他の機関

第21条 (種類)

その他の機関に、次のものを置く。

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 放送委員会

第22条 (選挙管理委員会)

- (1) 第8条の基づく、生徒会長・生徒会副会長及び書記・会計の選挙事務を管理するため特別に設ける。
- (2) 詳細な規定は、別に定める。

第23条 (放送委員会)

- (1) 放送委員は、各学級から1名を選出し、構成される。

- (2) 放送委員の任期は、第15条(7)項の学級専門部員の任期に準じ、再任は妨げないものとする。
- (3) 放送委員は、次の活動を行う。
- (a) 朝の活動・給食時間・昼休み・作業時間・放課後の放送活動。
 - (b) 行事・儀式などでの、放送の準備・設定・放送など。

第六章 最終決定権

第24条 (最終決定権)

学校長は、生徒会のすべての問題について、最終の決定をする。

第七章 改正

第25条 (生徒会会則改正の手続き)

この会の会則は、代議員の3分の2以上の賛成により生徒総会に提案し、総会で過半数の賛成があつたとき、改正することができる。

第八章 附 則

第26条 (施行)

- ・この会則は、平成22年4月1日より実施する。
- ・令和2年5月9日に改正。(「第六章 会計」を削除し、章・条を繰り上げ)
- ・令和4年前期に改正。
 - (第三章 議決機関 第14条(1) 学習部→図書学習部、生安部・整美部→生活部、図書部削除)
 - (第三章 議決機関 第15条(2)(b) 学級専門部長(6名→4名)、(c) 学級専門部副部長(6名→4名)変更)
 - (第三章 議決機関 第15条(5) 学習部→図書学習部、生安部・整美部→生活部、図書部削除 計4つの専門部)
 - (第三章 議決機関 第15条(6) 6つの専門部→4つの専門部)
 - (第四章 執行機関 第19条(1) 6部とする→4部とする 学習部→図書学習部 生安部・整美部→生活部、図書部削除)
- ・令和4年後期に改正。
 - (「第二章 役員及び組織 第7条(7) 放送副委員長(1名)、第八条(2) 放送副委員長を加える)

垂水中央中学校生徒心得

本校生徒は生徒心得を守り、学校内外において常に生徒としての品位を持ち、自己の向上を目指すとともに、互いに協力し、学校における共同社会生活を有意義なものとして、良き校風の樹立に努める。

1 あいさつ

(1) 元気よく気持ちのよいあいさつを心がけます。(立ち止まって挨拶をする習慣を身につけます。)

2 登下校

(1) 8時5分までには教室に入り、10分には着席してスクールライフノートを記入し、15分から朝読書を始めます。

(2) 交通規則・マナーをよく守り、事故防止に努めながら登下校します。

(3) 登下校は必ず正門を通ります。

(4) 用事がない場合は、垂水タイム終了後速やかに下校します。

3 諸届け

(1) 欠席、遅刻、早退をする場合は、必ず保護者が学校に連絡します。

(2) 校具や備品その他の公共物を破損したり、紛失したりした時は必ず学校へ届け出ます。

(3) 体調不良で授業を受けられない場合は、担任または教科担任に連絡して、指示を受けます。

4 学習

(1) 1分前着席・30秒前黙想を心がけます。

(2) 授業の始めと終わりは起立してあいさつをしっかりとします。

(3) 学習用具やその他の提出物を忘れないように心がけます。もし、忘れた場合は、授業前に教科担任に届けて指示を受けます。

(4) 学用品や提出物には必ず記名をします。



5 休み時間

(1) 授業が終わったら、次の時間の準備をして静かに過ごします。

(2) 教科の連絡係は、先生と連絡を取り、必要な用具を準備します。

6 給食

(1) 給食当番は4校時終了後すぐ準備を始め15分以内に「いただきます」をします。(給食着、マスク、配膳など)

(2) 当番以外は10分以内に手洗いを済ませ、自分の席で静かに配膳を待ちます。

(3) 食事中は、マナーをしっかりと守りながら、楽しくおいしくいただきます。

(4) 給食終了後は後始末をしっかりとし、体育服またはジャージに着替えます。



7 作業

- (1) 作業中は時間いっぱい無言作業に取り組みます。
- (2) 作業用具は丁寧に扱い、整理整頓を心がけ、後始末もしっかりします。
- (3) 作業終了後は、制服に着替えて5時間目にそなえます。



8 入室

- (1) 職員室や教室以外への入室は必ず許可を得ます。(あいさつ、言葉遣いなど)
- (2) 保健室は、利用のきまりを守って利用します。(保健室来室カード記入等)
- (3) 特別教室や他の学級に無断で入室しないようにします。

9 集会

集会のあるときは、定刻5分前には整列を完了して、整列後は黙想をして待ちます。

10 その他

- (1) 学校生活に必要なもの以外は持ってきません。(金銭も含む)
- (2) お互いが協力しあい、学校生活の充実と向上に努めます。
(教室や廊下での過ごし方、整理整頓、校内の美化、上履き下履きの区別など)
- (3) 一人一人が思いやりの心を持ち、いじめのない明るく楽しい学級・学校づくりに努めます。
- (4) 工具・鍵・運動具などを使用するときは、係の先生の許可を得て、大切に使用します。使用後は、決まった場所にきちんと片付け、係の先生に報告します。
- (5) 他人の物は無断で使用せず、落とし物や紛失物はすぐに先生に届けます。

11 服装などの規定

服装は、本校で定められた制服とします。(夏服・冬服・中間服) また、制服にはネームを必ずつけます。

更衣移行期間は設けず、気温や体調に合わせて服装は選択してください。

	冬服	中間服	夏服
男子	詰め襟標準服 (黒) 白カッターシャツ ズボン	長袖カッターシャツ (白) ズボン	半袖開襟シャツ (白) ズボン
	シャツの下には肌着を身に付ける。ただし、 <u>肌着は襟元や袖から出ないように着こなします。柄物やバックプリント等は禁止。</u> ズボンには穴が一行のベルトを着用し、色は黒系とする。(装飾がついているものは不可)		
女子	ニューセーラータイプ制服 (長袖セーラーカラーブラウスの上にイートンを着用) ネクタイ スカート	長袖セーラーカラーブラウス ネクタイ スカート	半袖セーラーカラーブラウス ネクタイ スカート
	スカートの膝が完全に隠れる程度の長さとする。 <u>肌着は、襟元や袖口から出ないように着こなします。柄物やバックプリント等は禁止。</u>		

(儀式の時は、統一した制服とする)

1.2 防寒着

冬季の一定期間（原則1月～2月）においては、通学到手袋、マフラー（ネックウォーマーも可）、ウィンドブレーカーを着用してもよいが、玄関で着脱するようにする。制服の下に着る防寒着の色は白・黒・紺・灰色系とします。（パーカーは禁止）防寒着は外から見えないように着こなします。女子のタイツは黒色で、冬服に合わせて着用してかまいません。

1.3 靴

- (1) 通学靴は、白のひも靴で運動に適した靴とする。
- (2) 体育館内は体育館シューズを使用します。体育館シューズは体育館以外での使用を禁止します。
- (3) 校舎内は学校指定のシューズとします。



1.4 靴下

標準的な白のソックスとします。ただし、シューズをはいた際に隠れる部分（かかとやつま先足裏部分）の色付きについては認める。（くるぶしが隠れるもの（くるぶしの上5cm基準）、小さなワンプointは可、ライン入り・ルーズソックスは不可）



1.5 頭髪等

- (1) 男子：中学生らしい髪型とし、染髪やロングヘアー、奇抜な刈り込み、パーマ（アイロン等を含む）等は禁止します。
 - ア 横髪 ～ 耳がかくれない程度
 - イ 前髪 ～ 眉にかからない程度
 - ウ 後ろ髪 ～ 上着の襟にかからない程度
- (2) 女子：中学生らしい髪型とし、後ろ髪が肩にかかるときは、黒・紺・茶のゴムでくくるか編む。染髪やパーマ（ストレートパーマ、アイロン等を含む）は禁止します。
 - ア 肩にかかる髪のくくり方について（耳より下で結ぶ）～ ポニーテール・ダンゴにすることは禁止です。
 - イ 前髪が目にかかる。横髪が垂れてくる場合はきちんとヘアピンで留めます。
 - ウ ヘアピンの使い方について ～ 黒のピンを使う。パッチン止めは禁止です。
- (3) 眉剃り、化粧等は全面禁止とします。
- (4) ピアス、染髪、脱色、色つけ、整髪料、香水、汗ふきシートの使用については全面禁止とします。
- (5) 制汗剤は無香料のもの、リップは無着色・無香料のもののみとします。
- (6) 日焼け止めクリームは無色・無香料のものとし、（化粧品タイプは禁止です。）

1.6 カバン・・・キーホルダーは目印になるこぶし程度の大きさのものを1個とする

- (1) 学校指定のものとし、
- (2) 補助バッグについては原則として、学校指定のものとし、ただし、補助バッグだけの登下校は認めません。



1.7 携帯電話・スマホ

携帯電話やスマホは原則所持禁止、校内持ち込み禁止とします。

自転車通学生に関する規則

1 次の生徒は自転車で通学することを許可する。

(1) 2 km 以上 6 km 未満（城山団地を除く）

(2) 身体的な理由により徒歩通学が困難なため自転車通学を希望する生徒。

※ ただし(2)の項に該当する生徒については、安全指導係会（担任を含む）において検討決定する。



2 自転車通学を希望する生徒は、保護者の同意を必要とし、保護者との連署による許可願及び誓約書を提出して、学校長の許可を受けなければならない。

3 通学用自転車には、必ず本校指定のステッカーをつけなければならない。

4 通学用自転車の色はシルバー系を基本とし、変形ハンドル（カマキリ、ドロップ等）、立ち棒付自転車は認めない。

5 自転車通学生は、交通規則を守り、寄り道をせず、通学路を通り、安全運転に心がけなければならない。

6 2回以上違反をした生徒は、通学許可を取り消します。



7 自転車通学生のカバンは、荷台にくくりつけるか、両肩にかけます。

8 自転車通学生は、自転車に乗車する際には必ずヘルメットを着用しなければならない。

（平成29年10月1日、鹿児島県自転車条例が施行）

（令和5年4月1日、道路交通法で自転車乗車ヘルメット着用が努力義務となる）

スクールバス利用の手引き

1 スクールバス利用の心得

スクールバスは垂水市の予算で運行されており、民間のバス会社を利用するものです。

利用者は垂水中央中学校の生徒だけとはいえ、公共の交通機関の乗車マナーを守り、みんなが楽しく快適に乗車できる空間にしていかななくてはなりません。嫌な思いをする人が一人も出ないように、みんなが『垂水中央中バス通学生』としての自覚を持ちましょう。

また、運転手さんはいつもみなさんの安全を第一に考えて運転してくださっています。感謝の気持ちを持って利用しましょう。



2 バス停での過ごし方

- (1) 余裕を持ってバス停に到着できるように家を出る。
- (2) 他のバス利用者もいらっしゃるので、暴れたり、場所を独占したりしない。
- (3) バスが止まってから乗車する。

3 バス乗車のマナー

- (1) 大きな声で運転手さんに挨拶をする。
乗車する時：「おはようございます（こんにちは・こんばんは）。お願いします。」
下車する時：「ありがとうございました。」
- (2) 走行中に座席を離れない。降りる際はバスが止まってから席を立つ。
- (3) 大声で騒がない。（会話のボリュームに気をつける）
- (4) 窓を開けて手や顔を出さない。
- (5) 乗車したら決められた席に座る。
- (6) 一人で座席を独占せずに譲り合う。（荷物は足元へ置く）
- (7) バスの備品は勝手に触らない。万が一、破損したり異状を見つかったりした場合は、すみやかにバスの運転手さんに報告する。
- (8) バス停と学校のバス発着所以外での乗車は絶対にしない。（勝手にバスを止めない）
- (9) バスが到着したらすみやかに降りる。（特に用事がないのにバスの中に残らない）

4 学校のバスの発着所での過ごし方

- (1) 時間に余裕を持って発着所へ行く。（特に部活終了後は注意！）
- (2) 発着所や道路、県営住宅周辺を走り回ったり、必要のない道路の横断をしたりしない。
- (3) 荷物を座席に置いて他の所に遊びに行ったりしない。
- (4) バスがバックしている時には絶対に近づかない。
- (5) スクールバス生以外の生徒を待たせない。

5 バス停に着いたら・・・

- (1) 道路を横断する場合は、バスが発車した後、周囲の安全を確認して横断する。
（特に国道沿いは可能な限り横断歩道を利用する）
- (2) 用もなくバス停周辺でたまったりしない。